

参考資料

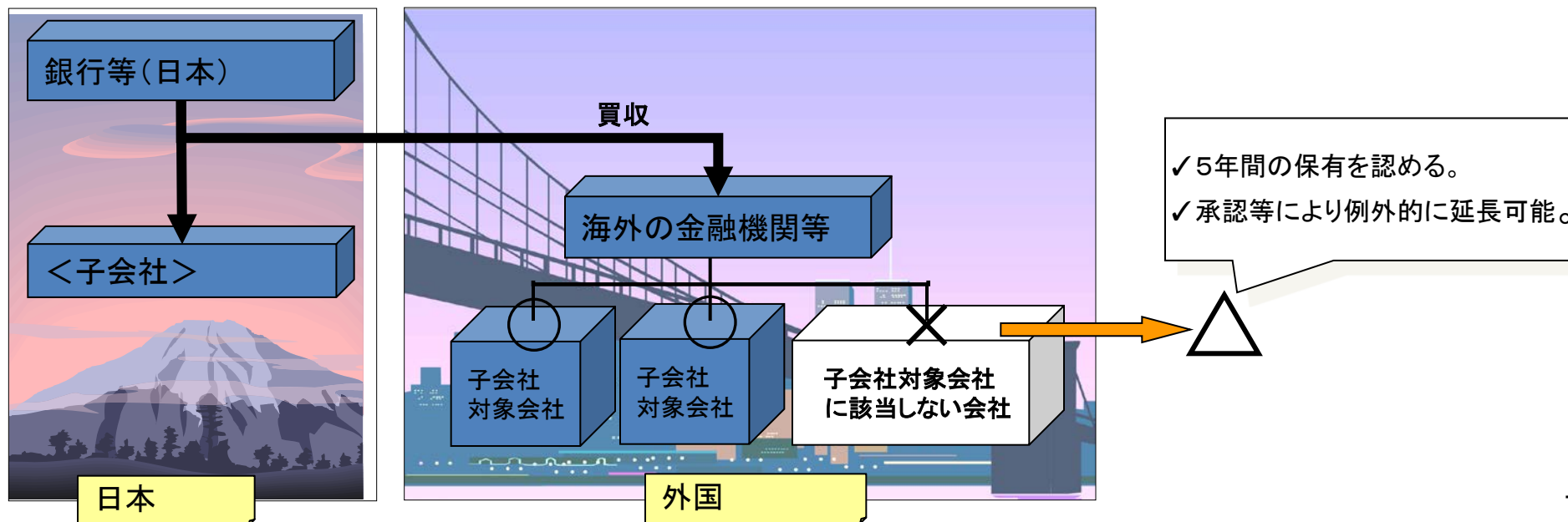
1. 海外M&Aに係る子会社の業務範囲規制の見直しに伴う届出事項の追加

改正前

- 銀行が子会社(孫会社を含む)とすることができる会社(子会社対象会社)は、銀行、保険会社、銀行業を行う外国の会社等、一定の範囲に限定されている。
 - ⇒ 諸外国の銀行と日本の銀行が、海外の金融機関の買収において競合する場合、入札時に子会社対象会社以外の会社を売却するとの条件を付けざるを得ない日本の銀行が不利な状況におかれ、海外市場への進出を阻害する要因となっているとの指摘。

改正後

- 買収した海外の金融機関等の子会社のうち、既に保有が認められている子会社対象会社以外の会社についても、原則として5年に限り保有を認める。
- 5年以内にその処分が困難である等の事情が認められる場合には、行政庁の承認の下で、当該期間を超えての保有を例外的に容認する。



2. 外国銀行業務の代理・媒介に係る届出事項の追加

改正前

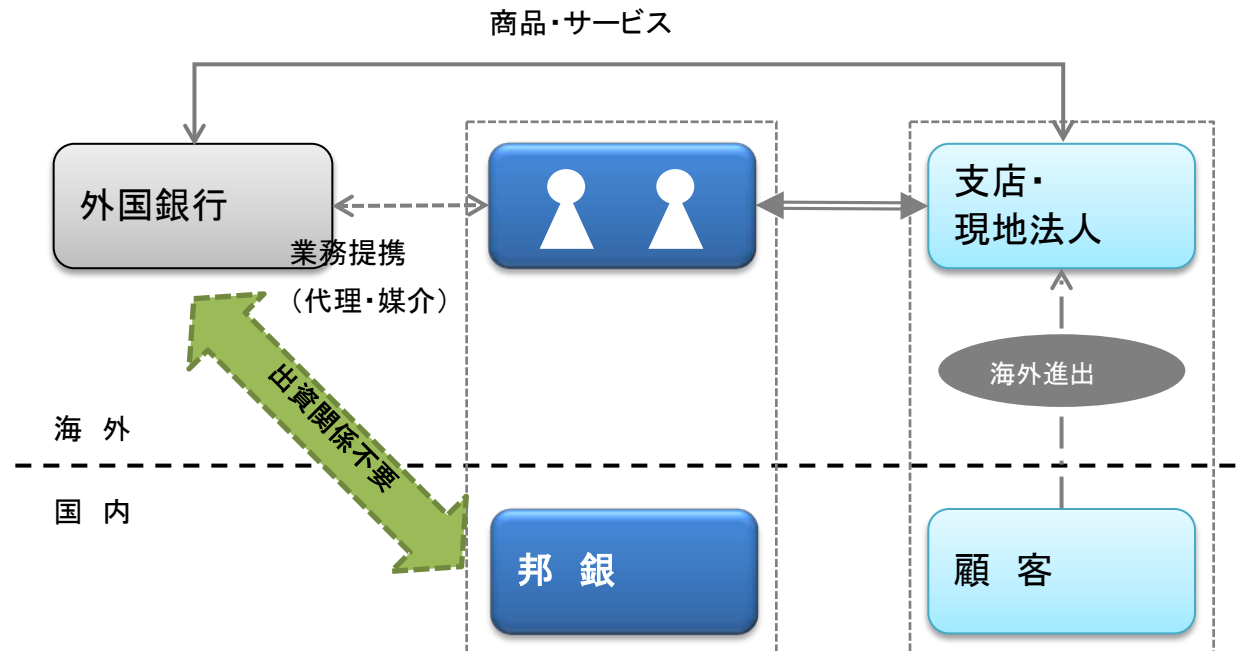
- 外国銀行の業務の代理・媒介を行う場合、国内銀行が親子・兄弟会社ではない外国銀行の業務の代理・媒介を行うことは認められていない。
- ⇒ 海外進出している中小企業等がより円滑な資金調達や多様なサービスを受けられるよう、海外において国内銀行が出資関係のない業務提携先外国銀行の金融商品・サービスの代理・媒介を行えるようにしてほしいとの要望。

改正後

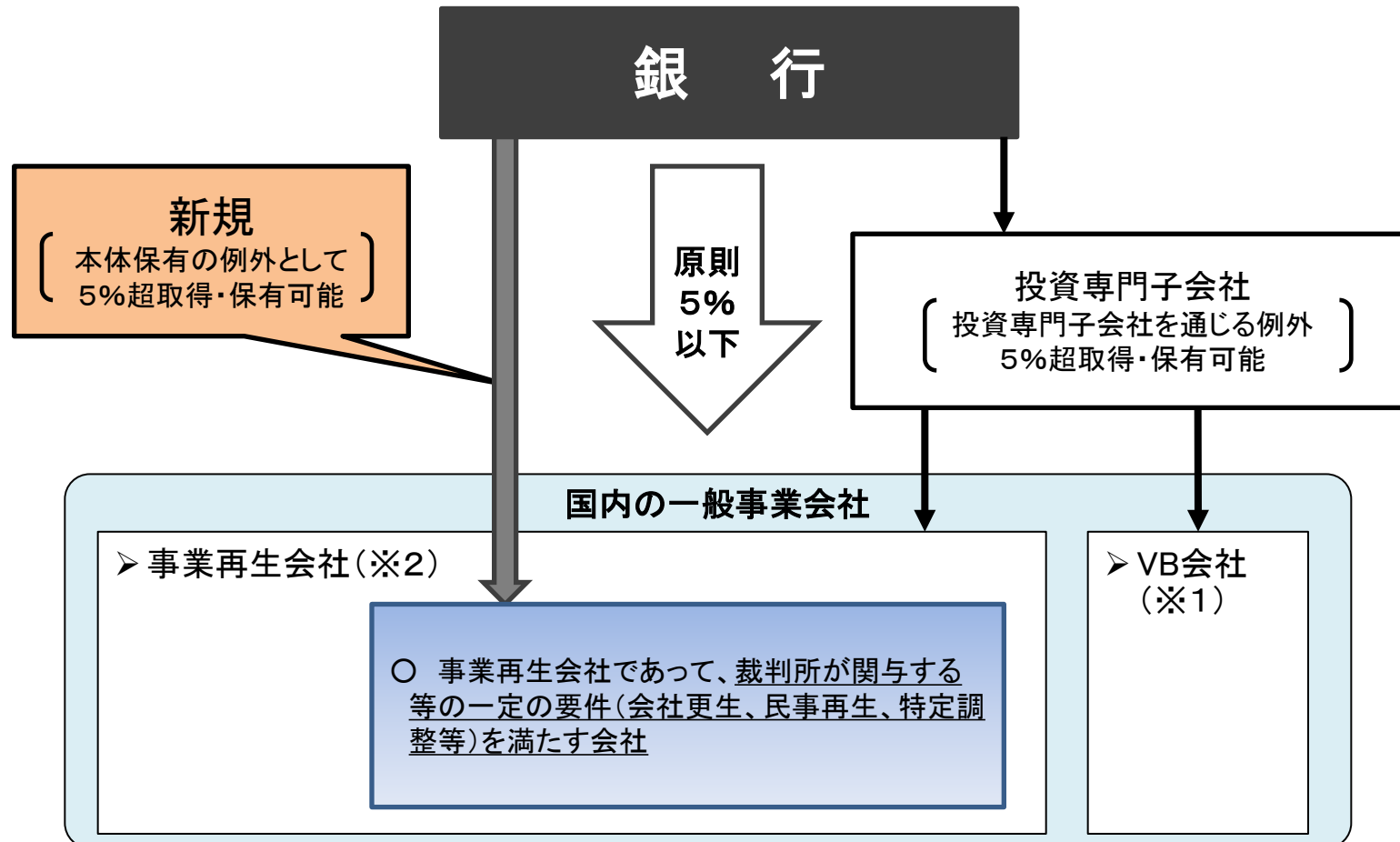
国内銀行及び協同組織金融機関が代理・媒介を海外で行う場合に限り、当局の認可の下、出資関係の有無を問わず、外国銀行の業務の代理・媒介を行うことを可能とする。

(注)・行員の長期出張を含む多様な形態での代理・媒介を行うことを認める。

・代理・媒介を行う業務の範囲は、我が国の銀行が銀行法上で営むことができる業務に限定する。



3. 銀行による議決権保有規制(5%ルール)の見直しに伴う届出事項の整備 (郵便貯金銀行の届出事項関連部分)

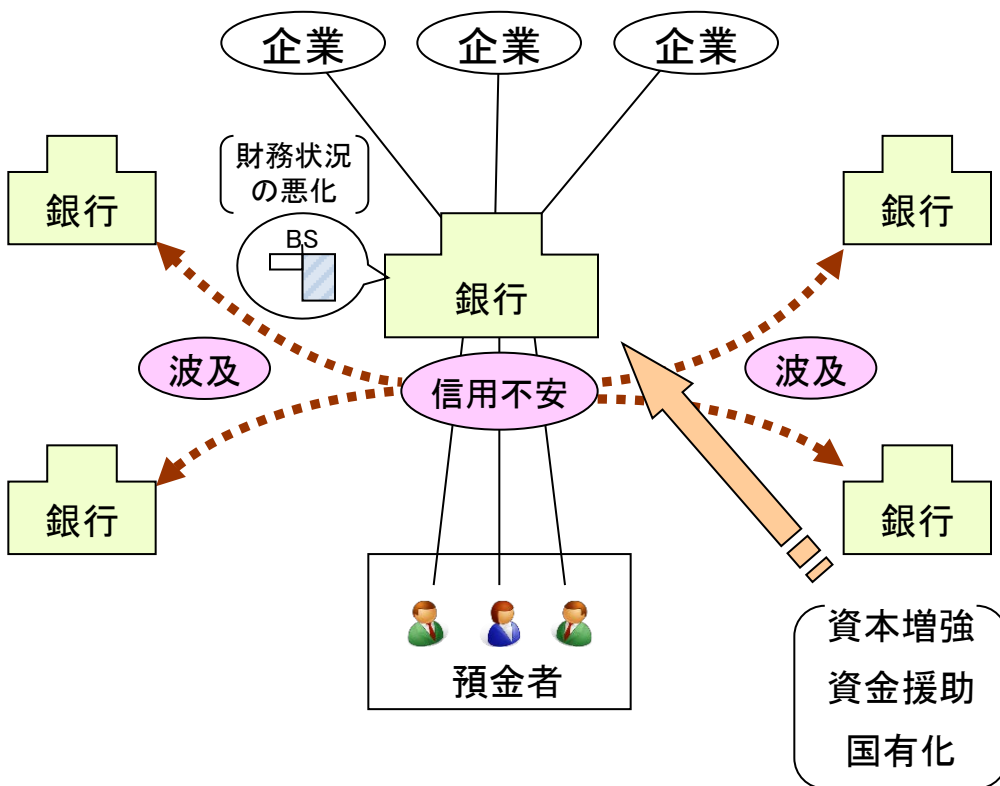


※1 VB会社（ベンチャー・ビジネス会社）とは、新たな事業分野を開拓する会社（銀行法第16条の2第1項第12号）

※2 事業再生会社とは、経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社（銀行法第16条の2第1項第12号の2）

4. 預金保険法の改正に伴う届出事項の追加

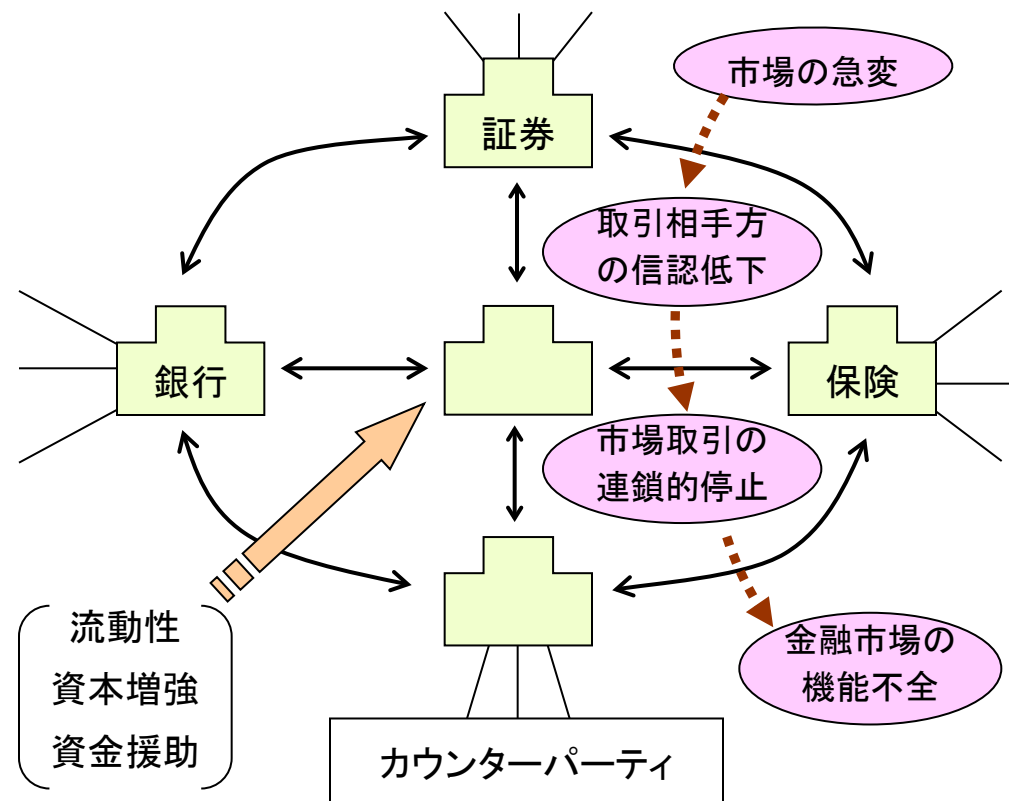
日本が経験した不良債権型の金融危機



金融危機対応措置 (預金保険法第102条)

⇒ 銀行の全債務を保護することにより、預金者等の信用不安を解消・健全な借り手を保護

リーマン・ショックに端を発する市場型の金融危機



市場機能維持のための新たな危機対応措置 (改正預金保険法第126条の2)

⇒ 重要な市場取引等を履行させることにより、市場参加者間の連鎖を回避し、金融市場の機能不全を防止（金融システムの安定を確保）